

経営所得安定対策

【令和7年度予算概算決定額（所要額）254,092（248,294）百万円】

<対策のポイント>
 諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

<政策目標>
 米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

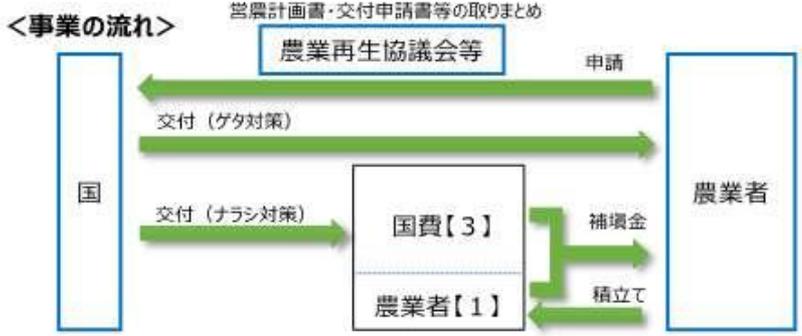
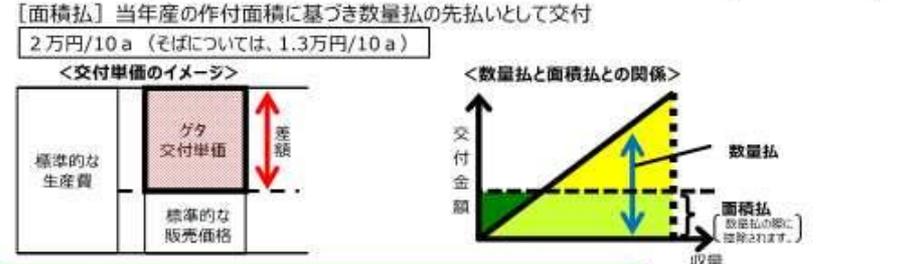
<事業の内容> **<事業イメージ>**

- 1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**
 （所要額）202,384（199,236）百万円
 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。
- 2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）**
 （所要額）44,604（41,924）百万円
 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和6年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。
- 3. 経営所得安定対策等推進事業等** 7,104（7,134）百万円
 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

[交付単価]（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

水田活用の直接支払交付金等

【令和7年度予算概算決定額 287,000 (301,500) 百万円】

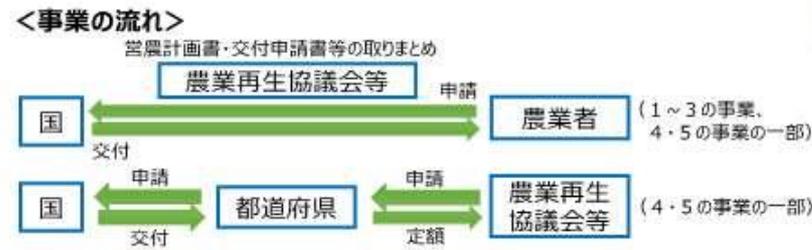
<対策のポイント>
 食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

- 1. 戦略作物助成**
水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。
- 2. 産地交付金**
「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。
- 3. 都道府県連携型助成**
都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。
- 4. 畑地化促進助成**
水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。
- 5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円**
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。*7
*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、運作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
 *2：飼料用米の一般品種について、令和7年度については標準単価7.0万円/10a（5.5~8.5万円/10a）、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

産地交付金

国 → 資金枠を配分*3 → 都道府県 → 資金枠を配分 → 地域協議会 → 地域協議会ごとの助成内容の設定も可能 → 農業者

資金枠の範囲内で都道府県が助成内容を設定

<取組内容と配分単価>

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約*4（3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分）	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
 *4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

- 畑地化促進助成**（令和6年度補正予算と併せて実施）
- ① 畑地化支援*5：10.5万円/10a
 - ② 定着促進支援*5（①とセット）：2万円（3万円*6）/10a×5年間
または10万円（15万円*6）/10a（一括）
 - ③ 産地づくり体制構築等支援
 - ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）
- *5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）
 *6：加工・業務用野菜等の場合
- 【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

9-7 主な支援措置

畑作物の本作化対策等〈一部公共〉のうち 畑地化促進事業

【令和6年度補正予算額 45,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<事業目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 畑地化支援

水田を畑地化[※]して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めているものではない）、以下同じ。）

2. 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

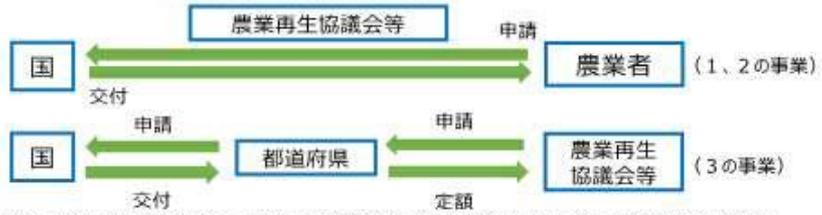
水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和7年度単価)	2 定着促進支援 (令和7年度単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・ 2.0 (3.0 [※]) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0 [※]) 万円/10a (一括) <small>〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕</small>
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど[※]）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※：畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0191)

農地耕作条件改善事業

【令和7年度予算概算決定額 19,843 (19,843) 百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

- 1. 農地集積促進**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
- 2. 高収益作物転換**
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
- 3. スマート農業導入**
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
- 4. 病害虫対策**
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
- 5. 水田貯留機能向上**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
- 6. 土地利用調整**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能
 ※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
 （事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
 【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

畑作等促進整備事業

【令和7年度予算概算決定額 2,200 (2,200) 百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等の基盤整備**を支援します。

2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

収入保険制度の実施

【令和7年度予算概算決定額 39,924 (34,801) 百万円】

<対策のポイント>
 品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容> **<事業イメージ>**

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担 36,887 (31,879) 百万円

① **農業経営収入保険料国庫負担金**
 保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

② **農業経営収入保険特約補填金造成費交付金**
 積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

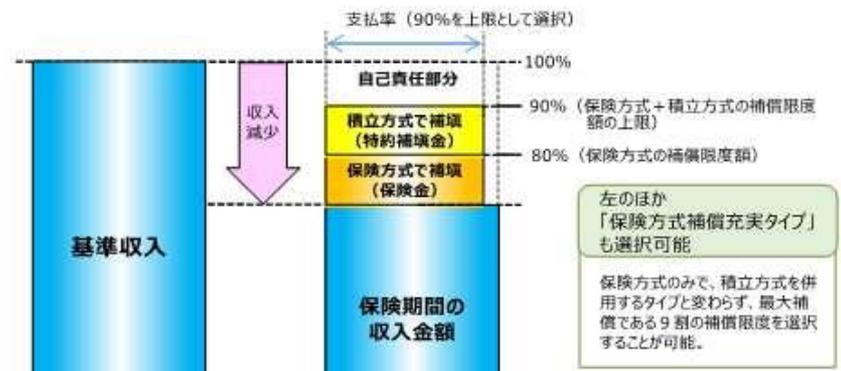
2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援 3,036 (2,921) 百万円

① **農業経営収入保険事業事務費負担金**
 収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

② **収入保険加入支援事業**
 全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動を支援します。

【収入保険制度の仕組みの概要】
 収入保険制度は、品目の枠にとられず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。
 具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



過去5年間の平均収入（5中5）を基本
 規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定
 (注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

【お問い合わせ先】 経営局保険課 (03-6744-7148)

農業共済事業の実施

【令和7年度予算概算決定額（所要額）80,087（81,363）百万円】

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 共済掛金国庫負担金 (所要額) 46,059 (47,410) 百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。

2. 農業共済事業事務費負担金 33,578 (33,502) 百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。

3. 家畜共済損害防止事業交付金 450 (450) 百万円

農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止事業の実施に要する経費の一部を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

- 農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施
- 家畜共済の対象疾病：呼吸器疾患、周産期疾患、新生子疾患、乳房炎 等

【お問い合わせ先】 (1の事業) 経営局保険課 (03-6744-2175)
(2、3の事業) 保険監理官 (03-3502-7380)

参考1 麦の種類・用途

- 我が国では、小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦の4麦を生産している。
- 食用麦については、小麦、大麦で8～9割、はだか麦で約4割を輸入に依存している。

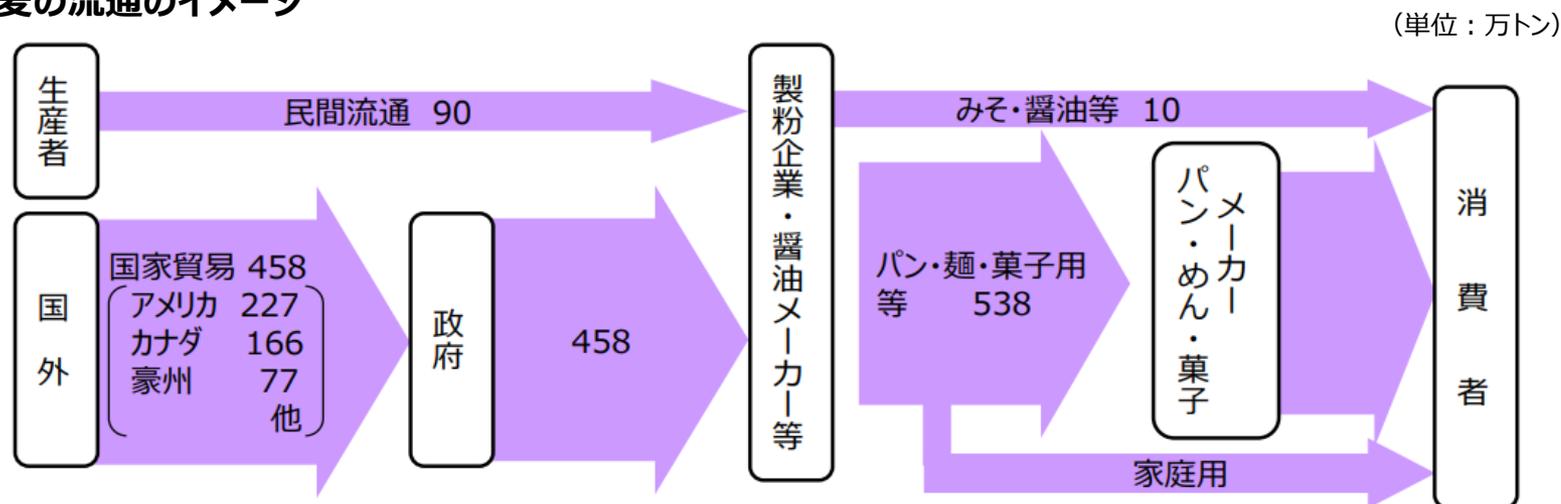
麦種	用途	国内生産量 (R6年産)	輸入量 (R5年度)
<p>小麦</p> <ul style="list-style-type: none"> 小麦には、グルテニンとグリアジンと呼ばれるたんぱく質が含まれており、これらが水を含むことでグルテンが形成される。このグルテンは、粘り・弾力があるためパンや麺に適している。 用途により求められるたんぱく含有量が異なる。  <p>小麦は小穂が交互になる</p>	<p>うどん パン 中華麺 菓子</p>	<p>102.9万トン 北海道(69%) 福岡県(5%) 佐賀県(4%)</p>	<p>427.3万トン</p>
<p>大麦</p> <p>二条大麦 6列のうちの2列に実がなる。 大粒大麦とも呼ばれる。</p>  <p>【上から穂を見た図】 2列だけ実がなる</p> <p>六条大麦 6列(条)のすべてに実がなる。 小粒大麦とも呼ばれる。</p>  <p>【上から穂を見た図】 6列すべてに実がなる</p> <p>はだか麦 二条大麦、六条大麦と外見はほぼ同じ。 現在生産されているはだか麦は六条の品種が多い。</p> 	<p>ビール 焼酎</p> <p>押麦 麦茶</p> <p>麦みそ</p>	<p>11.9万トン 栃木県(26%) 佐賀県(24%) 福岡県(15%)</p> <p>5.4万トン 福井県(22%) 富山県(21%) 石川県(11%)</p> <p>1.2万トン 愛媛県(33%) 大分県(15%) 香川県(13%)</p>	<p>10.7万トン ※ビール用の麦芽輸入量は含まない</p> <p>3.8万トン</p> <p>0.2万トン</p>

注1：国内生産量は作物統計(令和6年産)
注2：輸入量は食糧用麦政府輸入量(決算ベース)

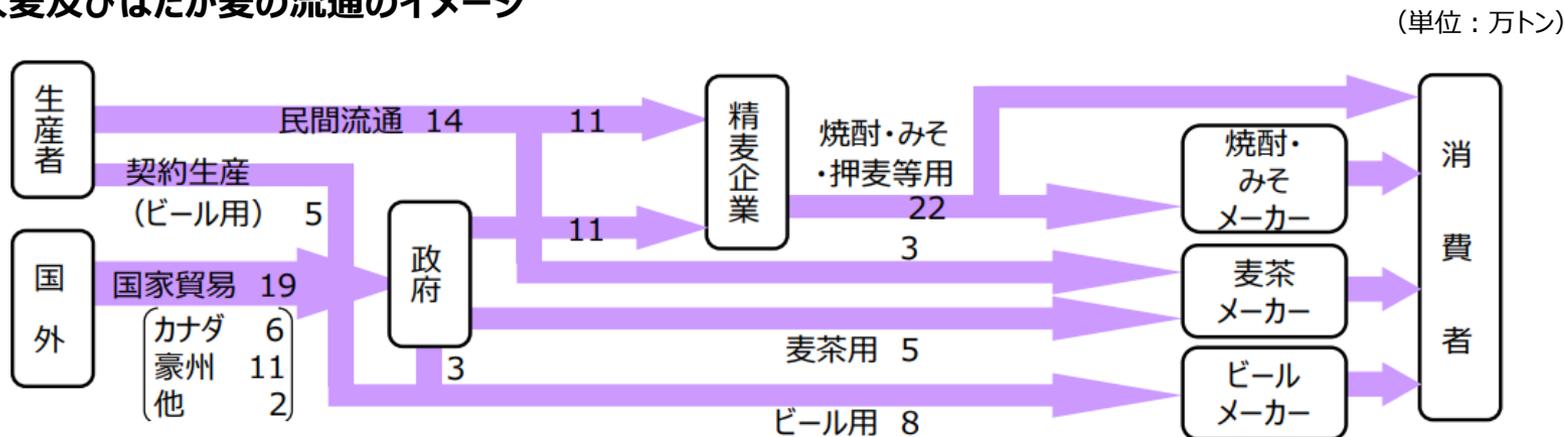
参考2 麦の流通の概要

- 国内需要量の約2割を占める国産小麦は、民間流通により取引されており、残り約8割を占める外国産小麦については、国家貿易により一元的に輸入されている。主に製粉企業が製粉して小麦粉にし、その小麦粉を原料として二次加工メーカーがパン・麺・菓子等を製造している。
- 大麦・はだか麦については、精麦して焼酎、みそ等の発酵用、押麦(麦飯)用等として流通している。

○ 食用小麦の流通のイメージ



○ 食用大麦及びはだか麦の流通のイメージ



注：流通量は、過去5年(R元～R5年度)の平均数量である。

参考3 食料・農業・農村基本計画における麦のKPI

- 令和7年に食料・農業・農村基本計画を策定し、令和12年度を目標年度に、食料自給率や生産コストの低減等に係る目標を設定。
- 小麦については109万トン(令和5年度実績)から137万トンに、大麦・はだか麦は23万トン(令和5年度実績)から26万トンに生産量を拡大する等、目標達成に係るKPIを設定している。

令和12年度における麦のKPI

品目	KPI	基準年 (R5)	→	目標年 (R12)	克服すべき課題と構ずべき施策	
小麦	作付面積 (万ha)	23	→	26	〈生産〉 ○ 安定的な数量・品質での供給を確保 ○ 地域計画に基づく農地の集積・集約化による規模拡大 ○ 大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備、スマート農業技術等を活用した省力的な栽培体系による適期作業の推進、多収品種の開発・導入等による、生産性の向上 ○ 実需のニーズを踏まえた品種転換 ○ 北海道においては、畑地における輪作体系の中で、特に耐病性品種等を開発・導入 ○ 都府県においては、特に農地の集約化やブロックローテーションの導入、畑地化等による生産性の向上、大規模化に向けた受託組織等の育成 ○ 実需者が求める品質水準が満たされるよう、病害虫抵抗性を備え、高品質で安定生産が見込める多収品種の開発や、降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等に対応する排水対策等の営農技術の導入を推進 〈流通〉 ○ 国産麦の安定供給に向け、ストックセンターの整備や調整保管に対し、引き続き一定の支援を行う等、生産の拡大に伴う課題に対応した、物流機能の確保を図る	
	単収 (kg/10a)	田	397	→		489
		畑	569	→		605
		全国	472	→		537
	生産量 (万t)	109	→	137		
	国産切替量 (万t)	0	→	27.5		
	保管数量 (万t)	2.9	→	9.0		
	生産費 (円/60kg)	田	10,400	→		9,300
畑		7,700	→	6,200		
大麦・ はだか麦	作付面積 (万ha)	6.4	→	6.8	〈消費〉 ○ 国産麦の機能性を活かした新商品の開発やPR などへの支援を通じ、新たな用途への活用等による付加価値やブランド価値の醸成を図り、国産への切替えや更なる利用拡大を促進	
	単収 (kg/10a)	363	→	382		
	生産量 (万t)	23	→	26		